

食材価格高騰に伴う在宅養育 児童保護者負担軽減臨時給付金

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び国際情勢等から生じた物価高騰の影響に伴い、食材費の値上げ等により、在宅で未就学児を養育している保護者の経済的負担を軽減することを目的に実施します！

1 支給対象者

平成28年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した、保育園及び幼稚園等に所属しない児童を養育している方

2 支給額

児童1人当たり月額 **200円**

3 対象期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※上記期間全てが対象の場合は、2,400円（200円×12か月）受給できます。

4 給付金の支給手続き

令和5年3月15日（水）までに、郵送又は子育て応援課の窓口申請書を提出してください。

※申請書は、町ホームページからダウンロードすることができます。

*お問い合わせは下記までお電話ください。